

日 薬 業 発 第 55 号
平成 29 年 5 月 11 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会長 山本 信夫

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための ガイダンスについて（通知）

標記について、個人情報保護委員会事務局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、平成 27 年 9 月に改正個人情報保護法が公布され、本年 5 月 30 日より全面施行されることを受け、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（以下、ガイドライン）を廃止し、新たに「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（以下、ガイダンス）を制定したものです。

本ガイダンスは、ガイドラインの内容を基に作成されており、新たに個人識別符号や要配慮個人情報の定義や取扱いが示されておりますが、患者自身が受診等を申し出た場合、医療機関等で書面や口頭で本人から要配慮個人情報等を含んだ個人情報を直接取得することは、本人から同意があったものとみなされるなど、現行の取得方法からは大きく変更されておられません。

ただし、ガイドラインでは個人情報の取扱い件数が過去 6 ヶ月以内のいずれの日においても 5,000 件を超えない小規模事業者は努力義務となっておりましたが、ガイダンスでは個人情報の取扱い件数に関わらず、すべての事業者で個人情報の適切な取扱いを求めています。

本ガイダンスは、本年 5 月 30 日より適用となります。また、本件につきましては、日本薬剤師会雑誌の平成 29 年 6 月号「今月の情報」で解説するほか、告知欄にも掲載予定です（ただし、告知欄には「I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方」のみを掲載）。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
個人情報保護委員会ホームページ > 個人情報保護法について > 改正法の施行準備について > 特定分野ガイドライン

（※医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス URL）

<http://www.ppc.go.jp/personal/preparation/guidelines/#iryokanren>

個 情 第 536 号
薬 生 発 0414 第 2 号
平 成 29 年 4 月 14 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な
取扱いのためのガイダンスについて (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月 24 日付け医政発第 1224001 号・薬食発第 1224002 号・老発第 1224002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。)を作成し、その周知を図ってきたところです。

今般、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号。以下「改正個人情報保護法等」という。)が全面施行されることに伴い、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」を別紙のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、本ガイダンスは、改正個人情報保護法等の施行の日(平成 29 年 5 月 30 日)から適用することとし、ガイドラインは平成 29 年 5 月 29 日をもって廃止します。